

番号	法律名	消費者庁<行政機関に公益通報する場合の通報先検索システム>に掲載の通報(相談)先		
		通報(相談)先となる行政機関	通報(相談)先	備考
1	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法60条～62条の3。過料を除く。)
		・各都道府県	・都道府県	・(例)児童の福祉をいぢるしく阻害する行為等全般 各市区町村事業所が所在する市区町村
		・各市区町村	・事業所が所在する市区町村	・(例)児童の福祉をいぢるしく阻害する行為等 地域密着型サービスに関するもの(保育等)
2	母体保護法(昭和23年法律第156号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法29条～34条)
		・各都道府県	・都道府県	・母体保護法附則第39条第2項各号の事実(受胎調節実地指導員の指定の取消事由)に関するものに限る。
		・子ども家庭庁成育局母子保健課	・住所・電話 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 03-6771-8030(代表)	・全般
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法109条～113条。過料を除く。)
		・各都道府県	・都道府県	・(例)指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関等に関するもの
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法38条～39条)
		・各市町村(指定都市、中核市)	・事業所が所在する各市町村(指定都市、中核市)	・幼保連携型認定こども園の事業停止命令等に関するもの(指定都市、中核市の管内にあるものに限る。)
		・各都道府県	・都道府県	・幼保連携型認定こども園の事業停止命令等に関するもの(指定都市、中核市の管内にあるものを除く。)
5	児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法18条～19条)
		・各都道府県	・都道府県	・記載なし
		・児童相談所を設置する市、特別区	・児童相談所を設置する市、特別区	・記載なし
6	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法44条～47条)
		・各都道府県	・都道府県	・記載なし
		・各市	・事業所が存在する市	・記載なし
7	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法83条～85条。過料を除く。)
		・各市区町村	・事業所が所在する市区長村	・(例)市町村長の立ち入り検査等
		・各都道府県	・都道府県	・(例)行った教育・保育に関する報告等(都道府県知事が命じるものに限る。)
		・子ども家庭庁成育局保育政策課	・住所・電話 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 03-6771-8030(代表)	・(例)行った教育・保育に関する報告等(内閣総理大臣が命じるものに限る。)等
8	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	